

平成29年3月27日

家庭用品品質表示法施行規則等の改正について

家庭用品品質表示法^(※1)に基づく家庭用品品質表示法施行規則及び4つの品質表示規程^(※2)を、平成29年3月30日に改正します。

※1 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）は、表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護するために制定された法律です。

※2 繊維製品品質表示規程、合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程及び雑貨工業品品質表示規程を指します。

1 改正の経緯

今般、

- ライフスタイルの多様化により、品質を表示すべき家庭用品が変化していること
- 欧米小売業の海外展開によりグローバルな商品が販売されているなど、より消費者に分かりやすい表示が求められていること

など、家庭用品品質表示法をめぐる状況が変化しており、一般消費者の利益を保護するため更なる表示の適正化が必要となっているところ、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）の指摘も踏まえ、平成29年3月30日付けで家庭用品品質表示法施行規則及び4つの品質表示規程の改正を行います。

2 主な改正の内容

（平成29年4月1日施行）

- 強化ガラス製器具について、今回の改正で取扱い上の注意として新たに「耐熱ガラスではない旨」及び「急激な温度変化を避ける旨」の表示を義務付けます。
- マフラー、スカーフ及びショールについて、洗濯表示（取扱表示）を義務付けていませんでしたが、今回の改正で洗濯表示（取扱表示）を義務付けます。
- ズボンの裏生地について、繊維の組成の表示を義務付けていませんでしたが、今回の改正で裏生地についても表示を義務付けます。
- 家具について、取扱い上の注意は本体の特定部分に容易に離れない方法で表示することとしていましたが、表示可能な場所を拡大します。

（平成30年4月1日施行）

- 帽子を新たに家庭用品品質表示法の規制対象とし、繊維の組成と洗濯表示（取扱表示）などの表示を義務付けます。

- シリコーンゴム製を含む合成ゴム製の食事用、食卓用又は台所用の器具を新たに家庭用品品質表示法の規制対象とし、使用材料、耐熱温度などの表示を義務付けます。
- ステンレス製卓上用魔法瓶を新たに家庭用品品質表示法の規制対象とし、実容量、保温効力などの表示を義務付けます。

3 施行日及び経過措置

平成29年4月1日から施行します。ただし、平成29年4月1日の施行後、平成30年3月31日までの1年間は経過措置として改正前の表示事項又は改正後の表示事項のいずれかを表示することができます。^(※3) このため、平成30年3月31日以降もしばらくの間は改正前の表示事項を付した商品が流通している場合があります。

また、新たに表示の対象となる帽子、合成ゴム製の食事用、食卓用又は台所用の器具及びステンレス製卓上用魔法瓶についての改正は、平成30年4月1日から施行します（経過措置はありません。）。

※3 ここでの表示の時点は、国内で表示を付した場合には実際に表示を付した時点を指し、海外から既に表示が付された商品を輸入した場合（海外での製造委託を含む。）には国内に輸入した時点を指します。

【本件に対する問合せ先】

●報道機関の方

消費者庁表示対策課 総括担当

電話：03-3507-9233

●報道機関以外の方

消費者庁表示対策課 家庭用品品質表示担当

電話：03-3507-9205